大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加 する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期

昭和39年6月19日大分県告示第481号最終改正 令和元年8月6日大分県告示第136号

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第19条及び第30条の規定に基づき、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等について、次のように定める。

第1 競争入札参加者の資格

- 1 競争入札参加資格の資格審査(以下「資格審査」という。)を申請できる者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定により資格審査を申請する年度の10月1日の属する営業年度の直前の営業年度の末日を審査基準日とする経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項の総合評定値を請求している者とする。ただし、知事が適当と認めた者についてはこの限りではない。
- 1の2 土木及び建築工事のA、B、C及びDの4等級に、電気工事、管工事及びほ装工事のA、B 及びCの3等級に格付けされた者は、次の表の工事の種類及び金額に応じて競争入札に参加することができる資格を有する者とする。ただし、その他の工事にあっては、工事の種類に応じ、資格の認定を受けたものとする。

	し又けたしのとする。			
種類			電気工事	
	土木工事	建築工事		ほ装工事
等級			及び管工事	
,	設計金額 4,000 万円	設計金額 7,000 万円	設計金額 1,000 万円	設計金額 400 万円
A級				
	以上	以上	以上	以上
	設計金額 2,000 万円	設計金額 3,000 万円	設計金額 500 万円	設計金額 100 万円
	以上	以上	以上	以上
В級			公工	<i>∞ x</i> .
	〃 4,000 万円	〃 7,000 万円	〃 1,000 万円	〃 400 万円
	未満	未満	未満	未満
	設計金額 800 万円	設計金額 1,000 万円		
	以上	以上	設計金額 500 万円	設計金額 100 万円
C 級				
	" 2,000 万円	〃 3,000 万円	未満	未満
	未満	未満		
	設計金額 800 万円	設計金額 1,000 万円		
D級				
	未満	未満		

- 1の3 工事の規模又は特性により、当該工事の競争入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の規定により資格の格付け又は認定を受けた者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関し必要な資格を定め、当該資格を有する者に限り入札に参加させることができる。
- 1の4 指名競争入札について特に必要があると認めるときは、当該等級の格付けにかかわらず、その金額に対応する等級の直近上位又は直近下位の等級に係る工事の入札に参加させることができる。ただし、その数は、指名しようとする数の 10 分の 4 を超えることができないものとし、土木工事のB級にあっては 7 千万円、建築工事のB級にあっては 1 億円、電気工事及び管工事のB級にあっては千 2 百万円、舗装工事のB級にあっては 8 百万円をそれぞれ超えることができ

ないものとする。

- 2 次の各号の一に該当する工事については、当該等級の格付けにかかわらず、その金額に応ず る等級以下の等級に係る工事の競争入札の参加を認めることができる。
- (1) 災害復旧等で緊急又は短期間に完成する必要がある工事
- (2) 特定の機械を必要とする工事
- (3) 特別な技術を必要とする工事
- (4) 事業計画により次年度以降に大規模工事を発注することが予想される工事
- (5) 大規模工事に密接な関連のある小規模工事で、当該大規模工事を施行した業者に施行させることが適当と認められるもの
- 3 特殊専門工事については、特に必要があると認めた場合に限り、当該工事に係る資格の格付 け又は認定を受けない者であっても、当該工事の競争入札に参加する資格を与えることができ る。
- 4 競争入札に参加する資格を得ようとする者の等級の格付け又は資格の認定は、次に掲げる事項を審査することにより行う。
 - (1) 建設業法第27条の23第1項の経営事項審査の項目及びこれらについての結果
 - (2) 工事経歴
 - (3) 工事成績
- (4) 建設業法第7条第2号イ、口若しくはハ又は第15条第2号イ若しくはハに当該する職員の数
- (5) 信用度
- (6) その他知事が必要と認める事項
- 5 県内に本店を有する競争入札参加者の資格の有効期間は、資格審査結果を通知した日から当該通知をした日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、引き続き次々年度分の資格審査申請書を提出した者については、その結果を通知した日までとする。
- 5の2 県外に本店を有する競争入札参加者の資格の有効期間は、資格審査結果を通知した日から当該通知をした日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、引き続き次々年度分の資格審査申請書を提出した者については、その結果を通知した日までとする。
- 5の3 第1の5及び5の2の規定にかかわらず、第2の1の2の規定により資格審査を申請した者の資格の有効期間は、知事が別に定める。
- 第2 競争入札参加資格審査申請書の申請の時期及び方法
 - 1 定期の競争入札参加資格審査申請書の申請の時期は、<u>令和元年12月1日から令和2年1月31</u> 日を最初の期間とする隔年ごとの<u>12月1日から翌年1月31日まで</u>とする。
 - 1の2 随時の競争入札参加資格審査申請書の申請の時期は、知事が別に定める期間とする。
 - 2 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して 知事に提出しなければならない。
 - (1) 建設業許可証明書又は許可通知書の写し
 - (2) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
 - (3) 県外に本店を有する者にあっては営業所一覧表及び工事経歴書
 - (4) その他知事が指定する書類

第3 競争入札参加者の資格の承継

- 1 競争入札参加者の資格を有する者から、相続、合併、営業譲渡等により営業の一切を承継した者は、知事の承認を得て当該競争入札参加者の資格を承継できるものとする。
- 2 1により競争入札参加者の資格を承継しようとする者は、速やかに、競争入札参加資格承継 承認申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - (1) 営業の一切を承継したことを証する書類
 - (2) 建設業の許可通知書の写し
- 3 知事は、2の申請書の提出があった場合において、競争入札参加者の資格の承継を認めると きは、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。
- 第4 事業協同組合の特例

競争に参加する資格を得ようとする事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)に基づく事業協同組合で、建設業法第 3 条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。) について、知事は、第 1 の 4 の資格審査事項に応じて別に定めるところにより、等級の格付け又は資格の認定をするものとする。

第5 企業合同の特例

競争入札参加者の資格を有する者が企業合同した場合において、引き続き大分県が発注する工事の競争入札に参加しようとするときは、第2に定める期日にかかわらず、すみやかに競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出し、その審査を受けなければならない。この場合において、知事は、第1の4の資格審査事項に応じて別に定めるところにより、等級の格付け又は資格の認定をするものとする。

第6 共同企業体の特例

競争入札参加者の資格を有する者は、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して 当該共同企業体の競争入札参加資格を得ることができる。

第7 変更時の届出

- 1 資格審査を申請した者又は競争入札参加者の資格を有する者で、県外に本店を有するものが、 建設業法第 12 条 (第 17 条において準用する場合を含む。) 各号の一に該当することとなったと きは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、知事に届けなければならない。
- 2 競争入札参加者の資格を有する者で県外に本店を有するものは、当該競争入札参加者の資格 の有効期間中に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく知事に届け出なければならな い。
- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の所在地及び名称
- (3) 代表者又は代理人の氏名
- (4) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

第8 資格の取り消し等

- 1 資格審査を申請した者が、次の各号の一に該当するときは、資格の格付け又は認定を行わないことができるものとする。
- (1) 競争入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又はそれらに重要な事実の記載をしなかったとき。
- (2) 経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書及び総合評定値請求書又はその添付書類に虚偽 の記載をしてこれを提出し、結果の通知を受けたとき。
- (3)審査を行う過程又は審査の結果において、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。以下同じ。)である等競争入札参加者の資格を与える者として不適当であることが判明したとき。
- 2 競争入札参加者の資格を有する者が、次の各号の一に該当するときは、資格の取消し又は等級の格下げをすることができるものとする。
- (1) 建設業法3条の規定による許可が効力を失ったとき。
- (2) 有効な経営事項審査の結果の通知を受けていないとき。
- (3) 請負契約の履行について不誠実な行為をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、暴力団関係者である等競争入札参加者の資格与える者として不適当であることが判明したとき。
- 1 2の規定により競争入札参加者の資格を取り消したとき又は等級の格下げをしたときは、その旨を当該競争入札参加の資格を有する者に通知するものとする。

附則

1 この告示は、今和元年8月6日から施行する。

改正

昭和40年 3月19日告示第148号昭和43年 8月 6日告示第481号昭和44年 2月14日告示第 92号昭和47年 6月23日告示第466号昭和48年12月18日告示第928号昭和51年 5月28日告示第517号昭和52年 9月30日告示第880号昭和53年 4月18日告示第397号昭和54年 4月24日告示第467号昭和55年 8月19日告示第934号昭和56年 5月15日告示第546号昭和60年 2月 1日告示第116号

昭和60年 7月 1日告示第 851号 昭和61年 7月 1日告示第 862号 昭和62年11月17日告示第1386号 昭和63年 6月20日告示第 843号 昭和63年 8月23日告示第 1057号 平成 5年 1月26日告示第 91号 平成 5年 3月16日告示第 275号 平成 7年 4月 1日告示第 464号 平成16年 2月27日告示第 223号 平成17年12月13日告示第 1245号 平成23年 9月 2日告示第 713号 令和元年8月 6日告示第 136号